

被扶養者の取消しを受ける場合の提出書類一覧表

被扶養者取消申告書と該当事由に該当する書類を添付し提出してください。

No.	該当事由	添付書類	取消日(参考)
1	全員	交付されている資格確認書等(被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証) ※経過措置の令和7年12月1日までは、被扶養者証を回収します。経過措置後の令和7年12月2日以降被扶養者証は、返却不要です。	
2	就職した場合	雇用先から交付された資格情報のお知らせの写し又は就職証明書・辞令の写し (内定通知書は不可)	就職した日
3	パート・アルバイト収入が増額した場合	給与支払証明書(◎)	・契約日 ・賃金支給日の翌日
4	雇用保険の基本手当が支給開始した場合 (基本手当日額が3,612円以上の場合のみ)	雇用保険受給資格者証の写し	支給期間の初日
5	年金支給が開始した場合	年金証書及び年金決定通知書の写し	通知書を受領した日
6	年金額が増額した場合	直近の年金・恩給等送金(改定)通知書の写し	改定通知書を受領した日
7	事業所得等が確定した場合	確定申告書の写し及びそれに添付する収支内訳書の写し	その額が確定した日
8	離婚又は離縁した場合	戸籍謄本	離婚又は離縁した日の翌日
9	同居要件の者が別居した場合	住民票謄本	別居した日
10	死亡した場合	不要(家族埋葬料請求書と同時に提出すること。) ただし、20歳以上60歳未満の配偶者が死亡のときは、「国民年金第3号被保険者関係届」も併せて提出すること。	死亡した日の翌日
11	後期高齢者医療制度に移行した場合	添付書類なし	資格を取得した日
12	その他	共済組合が必要と認めた書類	扶養事実が消滅した日
13	配偶者(20歳以上60歳未満)が収入超過・離縁・死亡の場合	国民年金第三号被保険者関係届	

◎ 月々の支給額の他に次の事項が記載されたもの。
①雇用形態(正社員・パート・アルバイト・その他)
②雇用契約の期間(令和 年 月 日～令和 年 月 日)
③賃金等の支給形態(月給・日給・時給・その他)
④賃金の支給日
⑤職場の健康保険適用の有無

※詳しくは公立学校共済組合宮城支部のHPを参考にしてください。

(宮城支部トップページ→組合員資格・年金の手続き→扶養者に関する手続き→被扶養者の認定・取消の手続き)

この一覧表を参考に被扶養者申告書(取消)の添付書類チェック欄を忘れず記入してね!

